朝霞市地域公共交通協議会　福祉部会

次　第

開催日時：令和７年１０月１７日（金）
１０時００分～
場　　所：朝霞市役所５階
大会議室（手前）

１　開会

２　報告事項

（１）先進自治体及び専門家等へのヒアリング結果について

〔資料１、２〕

３　議題

（１）デマンド交通（タクシー補助）制度設計案について　**〔資料３〕**

４　閉会

資料１

先進自治体へのヒアリング結果について

本市におけるデマンド交通（タクシー補助）の制度設計を具体的に検討するにあたり、先進自治体へヒアリングを実施した。

①令和７年９月１９日（金）鴻巣市自治振興課　防犯・交通担当

②令和７年９月２９日（月）富士見市都市計画課　計画・交通グループ

１　両市の制度設計

	対象者	上限回数	利用料金
鴻巣市	高齢者（７０歳以上）、障害者、要介護者等認定者、妊婦、未就学児	月８回（年９６回）	タクシー料金 2,000 円未満：700 円 2,000 円以上 3,000 円未満：1,200 円 3,000 円以上 4,000 円未満：1,700 円 4,000 円以上 5,000 円未満：2,200 円 5,000 円以上：3,000 円
富士見市		年１２回	タクシー料金の半額 （上限６００円）

２　利用方法

・事前に申請を行い、利用登録証の交付を受ける

・利用する直前にタクシー会社に電話する

・デマンド交通（タクシー補助）を利用したいこと、利用者の氏名、どこからどこへ行きたいかを伝える

・乗車時に利用登録証を提示する

・降車時、タクシー補助額値引き後の乗車料金を支払う

≪富士見市の例　補助額：タクシー料金の半額（上限６００円）≫

迎車料金（500 円）　＋　初乗り運賃（500 円）　＋　加算運賃（500 円）　＝　タクシー料金（1,500 円）　⇒　市補助額（600 円）

※タクシー料金から市補助額を差し引いた金額（900 円）が利用者負担となる

３　運用方法

・実績に応じてタクシー会社から市に請求

・上限回数はシステムで管理

４　利用実態

・どちらの自治体も利用の大半は高齢者となっている。

・富士見市では上限回数の１２回まで利用している方は利用者のうち１０％台にとどまっている。

・鴻巣市の実証実験の際には利用回数の上限は設けていなかったものの、１人当りの平均利用回数は１２回程度であった。

資料2

地域包括支援センター及び専門家へのヒアリング結果について

年齢要件（対象年齢）について、市内地域包括支援センターと高齢者福祉の専門家へのヒアリングを実施した。

1 地域包括支援センターへのヒアリング

市内地域包括支援センター（朝霞市内6圏域全て）へ「デマンド交通サービスの対象者検討に関する意見」について照会し、以下のようなご意見をいただいた。

対象年齢	主な意見
75 歳以上とする意見	・介護認定申請が増加する年齢である。 ・後期高齢者医療制度に合わせる。 ・デマンド交通の希望が大幅に増える可能性があるライン。
70 歳以上とする意見	後期高齢者になる前のライン。 ・高齢者講習が義務化される年齢である。 ・65～69 歳はまだ現役世代が多い。
65 歳以上とする意見	・制度の条件がわかりやすくなる。 ・市や地域包括支援センターと関わりのない高齢者を想定するなら65歳以上でいいのではないか。

＜結論の方向性＞

- 多くの意見で 70 歳以上または 75 歳以上を妥当なラインとされた。
- 75 歳以上を基本としつつ、70 歳以上まで広げるかどうかが主要な論点。
- 65 歳以上は若く現役世代も多いため、対象とすることに慎重な意見が多い。

2 高齢者福祉の専門家へのヒアリング

- 75歳以上とすることについては、妥当と思われる。
- 65歳以上とすることについては、対象が広がりすぎているのではないか。
- QOL（生活の質）は人によって異なり、個別性が高いことから、実務的に判断することは難しいと思われる。
- 玄関の外に自力で出られる方は公共交通、玄関の中まで介助が必要な方は福祉とする区別の考え方もあり得る。

資料３

デマンド交通（タクシー補助）制度設計案について

１　対象者

・７５歳以上の高齢者
・要支援・要介護認定を受けている方
・妊産婦（出産後１年未満）
・運転免許自主返納者

２　利用回数

・定期的な外出支援につながることを念頭に、**上限回数を月４回＝年４８**とする。
・買い物の場合、行きはバス、荷物が増える帰りはタクシーを使うなど、個々の状況に応じて公共交通を使い分けていただくことを想定する。

３　補助額

・**利用料金の半額、上限額を７００円**とする。

≪例　補助額が７００円となる場合≫

迎車料金	＋	初乗り運賃	＋	加算運賃	＝	タクシー料金	⇒	市補助額
（500 円）		（500 円）		（500 円）		（1,500 円）		（700 円）

※タクシー料金から市補助額を差し引いた金額（800 円）が利用者負担となる

４　実証実験期間（予定）

・令和８年７月～令和９年３月（９か月）
　※次年度以降については利用状況を見て改めて検討
・午前８時３０分から午後５時まで

５　予算積算

対象想定人数　×　登録率　×　利用率
１９，０００人　×　２０％　×　５０％　＝　１，９００人

①タクシー会社への補助金　１８，８１０千円
　対象人数　利用回数／年　単価／件
　１，９００人　×　１５回　×　６６０円　＝１８，８１０，０００円
②システム利用料　１，６０６千円
合計（①+②）　２０，４１６千円

※予算については高齢者バス・鉄道共通カード給付事業、運転免許自主返納啓発事業の見直しにより財源を確保する。

６　利用方法

・事前に申請を行い、利用登録証の交付を受ける
・利用する直前にタクシー会社に電話する
・デマンド交通（タクシー補助）を利用したいこと、利用者の氏名、どこからどこへ行きたいかを伝える
・乗車時に利用登録証を提示する
・降車時、タクシー補助額値引き後の乗車料金を支払う

７　運用方法

・実績に応じてタクシー会社から市に請求
・上限回数はシステムで管理

積算根拠

登録率	⇒富士見市の令和６年度登録実績（17.1%）参照
利用率	⇒鴻巣市の平成３０年度実証運行実績（53.8%）参照
利用回数	⇒鴻巣市の平成３０年度実証運行実績（12.5回）＋割増 ※実証運行当時は回数の上限なし
補助単価	⇒富士見の令和６年度補助単価実績（５６３円）に引き上げ率反映 ※令和８年度より補助上限を６００円から７００円に引き上げ予定